

札幌市犯罪被害者等支援条例

が制定されました。（令和7年4月1日施行）

犯罪被害者やそのご家族は、命や家族、財産を奪われるといった直接的な被害だけでなく、心身の不調など様々な困難に直面します。

心身の不調

- ・不眠、頭痛、吐き気、
身体のだるさ、食欲低下
- ・集中力低下、仕事の能率低下



経済的負担

- ・通勤が苦痛に感じる
(電車や車に乗られなくなる)
- ・医療費、裁判費用等の出費



精神的・時間的負担

- ・長時間の捜査や裁判等による
やむを得ない突発的な欠勤
- ・入院、通院などによる欠勤



犯罪被害者等は、身体などに対する直接的な被害に起因する様々な被害(二次被害)を伴うことがあります。仕事を続けたくても辞めざるを得ない状況に置かれることも少なくありません。

仕事を続けながら被害の回復を図るために職場の配慮や支えが必要です。

◆そもそも「二次被害」とは？

犯罪そのものによる直接的な被害(一次被害)を受けた後、周囲の心無い言動や偏見、過剰な報道などによって、被害者やそのご家族がさらに精神的・身体的な苦痛を受けることを指します。

◆事業者の皆様とともに考えたいこと

- ・従業員が犯罪被害に遭った場合、裁判出廷等のための休暇を取得しやすい環境整備といった対応をはじめ、犯罪被害者本人の意思を尊重した個人情報の取扱いや業務量及び業務内容への配慮について考えてみませんか？
- ・二次被害を生まないよう、犯罪被害者等が仕事を継続できるよう犯罪被害者等への理解を深めるための職場研修の実施について考えてみませんか？

～ 犯罪被害にあわれた方々が仕事を辞めることなく、
負担軽減・回復できるような取組のご検討をお願いします！ ～

お問い合わせ先

【札幌市市民文化局地域振興部区政課】



011-211-2252



詳しくは

札幌市公式ホームページ
<https://www.city.sapporo.jp/>

札幌市 被害者等支援



00-000-00-0000
00-0-0000

札幌市

「ながら見守り」 活動登録制度

「ながら見守り」▶

活動とは？

特別なことを行う必要はありません。

多くの方が、日常生活の中で少しずつ防犯の視点を持って行動することで、地域の安全につながります。

「ながら見守り」の目印としてグッズをぜひご活用ください！



バッジ▶



▲バンダナ



◀ステッカー

ご登録いただいた方には
オリジナル「みまもりす」グッズを
差し上げます。

■登録できる方

- ・札幌市に居住、もしくは通勤・通学している18歳以上の方
- ・上記の個人で構成され、札幌市内に拠点を持つ団体
(事業者、町内会、PTAなど)

■活動方法

通勤や通学、買い物など日常活動の中で、
防犯の視点を持って地域の見守りを行います。
不審な人物や車両、危険な場面などを見つけた際には、
ご自身の安全を確保したうえで警察への通報等をお願いします。
札幌市への活動報告等は必要ありません。

■お申込方法

右記コードから札幌市のHPにアクセスし、
必要事項を入力してください。
後日、みまもりすグッズをお送りします。
また、申込書を郵送、FAX、メール、持参により
申し込むこともできます。
申込書の提出は、下記の申込先もしくは
各区役所総務企画課で受け付けます。

■お申込み先、お問合せ先

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎13階南

札幌市 市民文化局 地域振興部 区政課(地域防犯担当)

TEL:011-211-2252 FAX:011-218-5156

(受付時間:平日8:45~17:15)

E-mail:kusei@city.sapporo.jp

▶みまもりす…札幌市内の「みま森」(場所はナイショ)に住み、
みんなの安全を見守るかわいいエゾリス。

